

第25期第28回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年11月10日(月)午前10時から午前10時45分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 篠貞夫、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、酒井利博、櫻井祐次、
篠田政巳、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁
計12名
- 4 欠席委員 相原和彦、榎本重恭、莊埜晃一 計3名
- 5 議 案 (1) 市民農園の整備運営計画の変更について (第1～2号)
(2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第4～10号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第11～14号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地の
あっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第28回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、榎本重恭委員、莊埜晃一委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、田中聖晃委員と橋本良子委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。
	総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。令和7年10月21日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問などございましたらお願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

それでは、本件は承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。令和7年10月21日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、本件は承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。

令和7年10月20日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用

	<p>貸借による権利の設定を許可する。</p> <p>本件は体験学習用地として土地所有者から貸借する予定の農地について、新たに使用貸借権の設定を行うものです。</p> <p>【借受人、土地所有者等、用途等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>10月24日に、現地調査に行ってきました。</p> <p>現地はダイコンが作付けされている箇所と、耕耘されている箇所がありました。境界については、まだ確定していないとのことでしたが、今後工事が進んだのち、明示することでした。今後の計画としては、まず南側に入口を設け、そこから北側に向かって通路を設置し、地図上で北側の太くなっている部分に農園を設置することでした。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、本件は承認とします。</p>
	<p>つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年10月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した</p>

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、莊埜晃一委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 10月17日に、莊埜晃一委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。現地はジャガイモ、サツマイモ、ダイコンなどの露地野菜が作付けされていました。境界については全て確認できました。収穫したものは、自家消費と幼稚園の収穫体験に利用しているとのことでした。

なお、一点補足をさせていただきます。資料に記載の持分については、元々この申請者の父親が単独所有であった部分を、申請者と申請者の母親の共有として持たれておりました。今回の申請については、父親から申請者に対する相続税の納税猶予分となっております。この補足も含めて委員からは特に問題ないと聞いております。事務局からの報告は以上です。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

	<p>っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年10月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	<p>10月17日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちら畠は申請者と就農した息子が一緒に畠仕事をされているとのことで、チンゲンサイ、ホウレンソウ、ハクサイなどが作付けされておりました。販路に関しては、所有するマンションの一角にあるコインロッカーでの庭先直売と、JA直売所で販売しているとのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事務局	<p>つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年10月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した</p>

	<p>ので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは、保戸塚武彦委員お願いします。</p>
保戸塚武彦委員	<p>10月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>まず、(1)の畑はブルーベリー、ナス、キャベツなどが作付けされております。販路はJA直売所とのことです。境界はブロック塀で囲われているため問題ないかと思います。なお、畑の南側に隣接する部分は将来的に生産緑地にしたいとのことでした。</p> <p>つぎに、(2)(3)の畑はブルーベリーが170本程度、キウイが30本程度植わっておりました。販路は摘み取り体験とのことでした。こちらの畑の一部は納税猶予から外れており、その部分も境界は確認できました。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事務局	<p>つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年10月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した</p>

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 10月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

この畠は一部が道路拡張用地として収用されていました。現況は畠ですが、隣接する学校側の工事が終わり次第、道路が拡張されるとのことで、拡張予定部分の境界については、全て確認できました。その他の境界は道路に面しており、ブロックで囲われているため全て確認できました。作物としては、果樹はブルーベリー、キウイ、カキなどが植わっており、野菜はブロッコリー、ダイコン、サトイモなどが作付けされていました。販売先はJA直売所のことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年10月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 10月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。まず、(1)～(3)の畠では、西側にカキが24本、東側にミカンが10本、レモンが10本ほど植わっていました。境界は全て確認ができました。つぎに(4)の畠は、周囲を生産緑地に囲まれており、全体にウメが植わっていました。(4)にあたる部分には、6本のウメが植わっていました。境界は4か所とも埋もれており、明示いただくよう依頼しました。また、(5)(6)の畠ではイチジクが12本、カキが10本ほど植わっており、カキの間にはサトイモ、サツマイモ、ナスなどが作付けされておりました。この畠の北東には竹林もあり、タケノコを収穫しているとのことでした。境界については全て確認できました。作物は庭先直売とJA直売所で販売しているとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年10月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	<p>10月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑では、北側に小さいビニールハウスが1棟あり、今までトマトを作付けされていたとのことでした。その他、露地でナス、ネギ、ニンジンなどが作付けされておりました。また、西側の一部にユズ1本、カキ2本、クリ4本が植わっていました。販売については全て庭先直売とのことでした。境界は東側の対角線上の2か所が確認できなかったため、明示を依頼しました。綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事務局	つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和7年10月28日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した
ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 10月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1) の畑では、西側の入口にナス、ダイコン、ホウレンソウなどが作付けされていました。その隣にハウスが2棟あり、イチジクが各2本と、その並びに露地でイチジクが2本植わっておりました。その奥の東側に、ボンタン5本も植わっておりました。畑全体は綺麗に管理されていました。(2) の畑は、全面区画整理された土地で、カキが45本ほど植わっていました。(3) の畑は、南北へ三角形になっており、カキが50本ほど植わっていました。(4) ~ (6) の畑も区画整理された土地で、ミカンなどの柑橘類が約40本植わっていました。(7) (8) の畑も区画整理された土地で、東側にはハウスが2棟あり、イチジクが2本ずつ植わっていました。西側はカキが一字文字低木栽培されておりました。(9) の畑も区画整理された土地で、ここではサツマイモ、サトイモなどの芋類が作付けされておりました。(10) (11) の畑は全面にカキが植わっていました。なお、この畑は入口のところにトイレと倉庫があり、その部分は納税猶予から外されておりました。

販路は大半が庭先直売や近隣の飲食店、JA直売所のほか、(4) ~ (6) の畑ではもぎ取り体験なども行っているとのことでした。作業は1人で行っていますが、忙しいときは練馬区の農サポーターにもお願いしているとのことでした。

境界は（1）の畠で1ヶ所埋もれているところがあり、明示するよう依頼しました。また、（3）の畠は一部植え込みで確認できませんでしたが、道路に面しているため問題はないと思います。その他の部分は全て確認できました。全体的に綺麗に管理されており、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願ひします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年10月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願ひします。

田中聖晃委員 10月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

（1）（2）の畠では、カキ3本、ミカン、ブドウなどの果樹が植わっており、ネギ、サツマイモなどの野菜も作付けされていました。

境界については全て確認できました。（3）の畠では、ナス、サトイ

モ、ネギなどが作付けされており、イチジクが12本植わっておりました。こちらの境界についても全て確認できました。販売については庭先直売とのことです。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年9月5日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 10月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、母屋が北側の窪んだ部分にあり、その更に北側にハウスが3棟ありました。その3棟のハウスではパンジー、ビオラ、ボタンなどの花卉類が栽培されておりました。また、母屋の北側に野菜苗を育苗するハウスが2棟あり、キャベツ、ブロッコリー、ハ

クサイなどが育苗されておりました。花卉類は市場出荷をされており、野菜苗は近隣農家に販売されているとのことでした。ハウス以外の露地では、東側にサツマイモが広く作付けされており、西側にハクサイ、ダイコン、ナスなどが作付けされておりました。露地野菜は全て庭先直売とのことでした。境界は、北側中央の母屋との境に杭がなかったため、明示するようお願いしました。その他の境界は確認できました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年10月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 10月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の左上の角は宅地化農地となっており、その部分も含めて一団の畑になっておりました。畑の西側半分は、縦方向に芝が栽培されており、東側半分で露地野菜が作付けされておりました。品目はサツマイモ、ジャガイモ、ハクサイなどが作付けされておりました。サツマイモは保育園の収穫体験に使用され、ジャガイモ、ダイコンなどは高齢者施設の収穫体験に使用されているとのことでした。また、障害者施設による移動販売用にも野菜を出荷されているとのことでした。その他、庭先直売でも販売されているとのことでした。芝は公共工事用に出荷されているとのことでした。境界については全て確認できました。全体的に綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年10月17日付で標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

なお、生産緑地の買取申出が出来る事由は、指定告示から30年を経過および特定生産緑地の指定から10年を経過したとき、または主たる従事者の死亡および一定以上の故障の場合に限られます。本議案

は生産緑地における農業経営が客観的に不可能な故障があるとして、医師の診断書と併せて主たる従事者の証明の申請がありました。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 10月31日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。本人にお会いすることができ、話を伺いましたが、故障の前まではトウモロコシ、ダイコン、コマツナなどを作付けており、販売は軽トラックの荷台での庭先直売をしていたとのことです。境界については全て確認できました。申請者の意向としては、今後畑の作業が困難であり、全て売却の予定とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに36ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和7年10月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

渡邊仁委員 農地パトロールで、普段の状況とパトロールを行った時点での農地の状況が違う農地がありましたので、そのような場合の判断はどうすればよいでしょうか。

事務局 農地とは「現に耕作されている、あるいは耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような土地」と解釈されています。時期によって状況が変化し、判断に迷う農地がある場合は、まずはパトロールを行った時点での客観的な状況で判断いただき、委員が日頃からご覧になっている農地の状況や当該農家のご事情等をわかる範囲で補足いただければ、指導にあたっての参考とさせていただきます。

渡邊仁委員 わかりました。

尾崎賀一会長 他に何かありますか。
(発言なし)
それでは、以上で第28回練馬区農業委員会総会を終了します。

会長

署名人

署名人